



必要がある。

しかし、我が国当局、すなわち監視委員会も、外国当局も、居住者である違反行為嫌疑者の取引状況等の情報は、「秘密」と言え、軽々しく対外的に提供できるものではない。

そのため、こうした情報提供は、各国が相互主義に基づき確固たる枠組みの下に行う必要がある。

我が国の金融商品取引法の第189条にも、この旨が規定され、公務員の守秘義務がある中で、国際的な情報交換の根拠規定が与えられている。

(参考)金融商品取引法第189条

- 1 内閣総理大臣は、この法律に相当する外国の法令を執行する当局(以下この条において「外国金融商品取引規制当局」という。)から、その所掌に属する当該この法律に相当する外国の法令を執行するために行う行政上の調査に関し、協力の要請があった場合において、当該要請に応ずることが相当であると認めるときは、当該要請に応ずるために必要かつ適当であると認められる範囲内において、当該外国にある者を相手方として有価証券の売買その他の取引若しくはデリバティブ取引を行う者その他関係人又は参考人に対して、参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。
- 2 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による処分をすることができない。
  - 一 我が国が行う同様の要請に応ずる旨の外国金融商品取引規制当局の保証がないとき(以下略)

つまり、当委員会は、相手国もまた、こうした法的根拠を整備し、当方の協力要請に対して、報告聴取等の協力を行ってくれるのであれば、当方も、相手国市場で行われた不公正取引の嫌疑者が我が国に所在する場合、この者から情報を収集し、相手国に提供できる訳である。

こうした考え方から、各国の証券規制当局は、相互に情報交換協力を行うことを約し、円滑な情報交換が行えるよう、必要な諸事項(支援の範囲、提供情報の取扱い、守秘義務に関する規定等)を取り決めた枠組みを締結するようになった。こうした枠組みを締結するためには、前述のように、相互主義に基づき、お互いに情報提供の根拠規定等が整備されていることが前提となる。

この協力枠組み文書のことを、通常、Memorandum of UnderstandingあるいはStatement of Intentと呼び、証券規制当局間では、その前者の頭文字をとって、「MOU等」と称している。

金融庁は、市場のつながりや、相手国との関係の重要性、相互主義の確保、地域的な観点などを踏まえて、証券分野において、1997年から2006年にかけて、中国(1997年)、シンガポール(2001年)、米国(2002年)、オーストラリア(2004年)、香港(2005年)、ニュージーランド(2006年)の証券規制当局との間で、二当局間でのMOU等を締結してきたところである。

これらの各国とは、個別の交渉で、いわばオーダーメイドの協力関係を構築できたところであり、密接な協力関係の推進に資しているものである。

しかし、上記各国とのMOU等だけでは、カバーされない地域も存在することとなる。したがって、こうした二当局間でのMOU等も重要であるが、これを個々の当局と締結するのでは、全世界的な金融取引の密接な関係性が一層進展する中で、協力網の構築の方が遅れてしまうおそれがある。こうしたことから、多当局間、いわゆるマルチのMOUの枠組みが国際的な証券規制当局間で検討され、我が国もこれに協力してきたところである。

今回は、そうした最新の国際協力の枠組み等について述べることにしたい。

\*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

・ 筆者紹介 寺田達史

岐阜県出身 1984年東大法学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会、検査局勤務を経て、2009年金融庁総務企画局市場課長。2010年7月30日より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)

■ 証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■ 証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>